

お知らせ

1 データのアップロード / ダウンロード用パソコンの公開について

ワークステーションとの間で ftp によるファイル転送ができるパソコンを設置しました。PC-98 シリーズ用フロッピーディスク (5inch および 3.5inch) とワークステーションのディスクとの間でファイル転送ができます。

戸畑キャンパス・飯塚キャンパス共に 2F プログラム相談室で利用できます。

お気軽にご利用ください。

2 メディア変換のサービスについて

飯塚キャンパス 2F プログラム相談室において 8mmTAPE, データカートリッジ TAPE, 1/2 インチ MT の各種メディアをコンバートすることができます。ご利用ください。

3 戸畑内線回線の設置および戸畑外線モデムについて

3.1 戸畑内線回線の設置について

戸畑内線回線から LAN に接続する回線を以下のとおり開設しました。

- ・内線番号 556, 567, 568
- ・通信速度 2400bps 以下 (MNP Class 5 対応)

3.2 戸畑外線モデム回線の増設について

従来 2 回線だった戸畑外線モデムについても, 093-871-0901 を追加設置しました。従って, 現在利用できる戸畑外線モデム回線は,

- ・ 093-882-7085
- ・ 093-882-7086
- ・ 093-871-0901

の 3 回線です。なお, 通信速度はすべて 14400bps 以下 (MNP Class 5 対応) です。どうぞご利用ください。

4 研究システム用夜間シェル自動起動システムについて

このシステムは、シェルスクリプトを夜間、自動的に起動するシステムです。シェルスクリプトの中に

```
rsh (EDU_WS) 実行プログラム < 入力ファイル > 出力ファイル
```

を記述することにより、起動時に最も負荷が小さい教育用 WS で実行プログラムを実行させることができます。

なお、本システムを利用するためには教育システムに id が登録されていなければなりません。また、現在利用できるのは戸畑のユーザのみです。また、教育システムは、現在朝7時にリセットしていますので、それを越える長時間ジョブは実行できません。また、夜間は無人運転を行っていますので、ご注意ください。

本システムのソースプログラムは研究システムの

```
nazuna:/usr/ext/bin/night_t, nazuna:/usr/ext/bin/night/*
```

にありますので、飯塚地区を含む各学科で同様なことを行いたい場合には参考にして下さい。バグなどの情報提供を歓迎します。電子メールで、yamanoue@isct.kyutech.ac.jp までご連絡下さい。

1 準備

1.1 研究システムから教育システムのプログラムを rsh で実行できることを確認します。ここで rengo は教育システムの WS の1つです。

例) % rsh rengo ls

注) 教育システムでのユーザ名が、研究システムのもの異なる場合

1. 教育システムにログインし、`~/rhosts` に以下の内容を追加します。`~/rhosts` が存在しない場合は新たにこの内容で作成します。user は研究システムのユーザ名です。

例) % telnet rengo

```
...
% cat >> ~/rhosts      または % cat > ~/rhosts
gogyoh.isct.kyutech.ac.jp user
nazuna.isct.kyutech.ac.jp user
suzusiro.isct.kyutech.ac.jp user
[CTRL]+[D]
% more ~/rhosts
...
% exit
```

すでに `.rhosts` が存在する場合は上の内容を追加して下さい。

2. 以下の方法で、研究システムから教育システムのプログラムを rsh で実行できることを確認します。
ここで ruser は教育システムでのユーザ名です。

例) % rsh rengen -l ruser ls

- 1.2 教育システムで実行させる実行プログラムをコンパイルします。

例) % f77 foo.f

なお、ソースプログラムを作成するとき、入出力は標準入出力のみを使用ください。

- 1.3 教育システムのホームディレクトリに 1.1 でできた実行プログラムをコピーします。

例) % rcp a.out rengen:~/.

注) 教育システムでのユーザ名が、研究システムのもの異なる場合

例) % rcp a.out ruser@rengen:~/.

- 1.4 すぐに終了するデータを使って実行を確認します。

例) % rsh rengen a.out < in.dat > out.dat

- 1.5 研究システムでシェルスクリプトを作成します。

例) % emacs ex.sh

```
#!/bin/sh
```

```
rsh (EDU_WS) a.out < in.dat > out.dat
```

```
% chmod 755 ex.sh      ... ex.sh を実行可能なファイルにします。
```

注) 教育システムでのユーザ名が、研究システムのもの異なる場合

ここで ruser は教育システムでのユーザ名です。

例) % emacs ex.sh

```
#!/bin/sh
```

```
rsh (EDU_WS) -l ruser a.out < in.dat > out.dat
```

```
% chmod 755 ex.sh
```

2 1で作成したシェルスクリプトを `night_t` コマンドでサブミットします.

例) `% night_t ex.sh`

3 実行

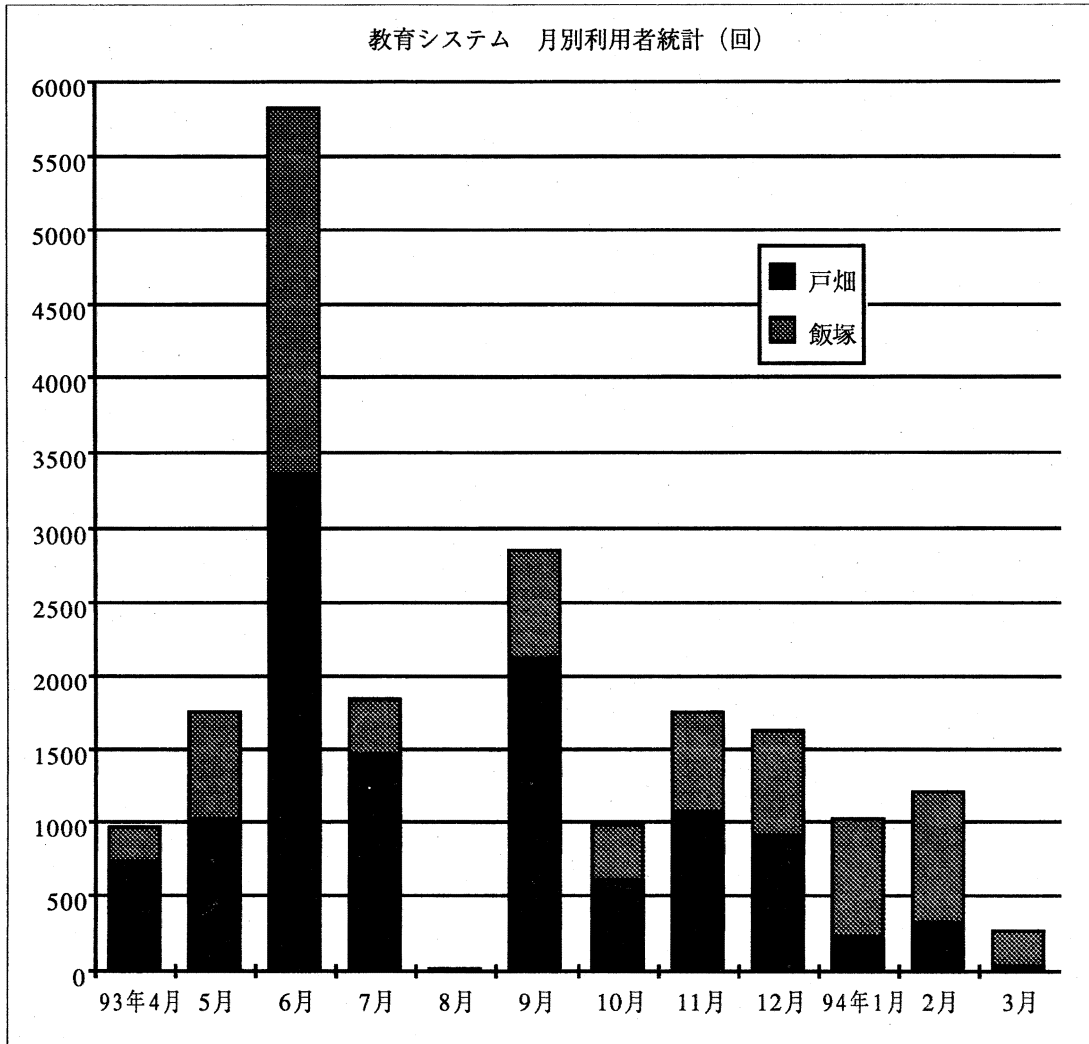
夜 10 時より, サブミットされたシェルスクリプトが自動的に実行されます. このとき, スクリプト中の (EDU_WS) は, 起動時点で最も負荷の少ない教育用 WS 名に置き換えられて実行されます. 置き換え後のスクリプトは .スクリプト名.exe に作成されます.

利用実績

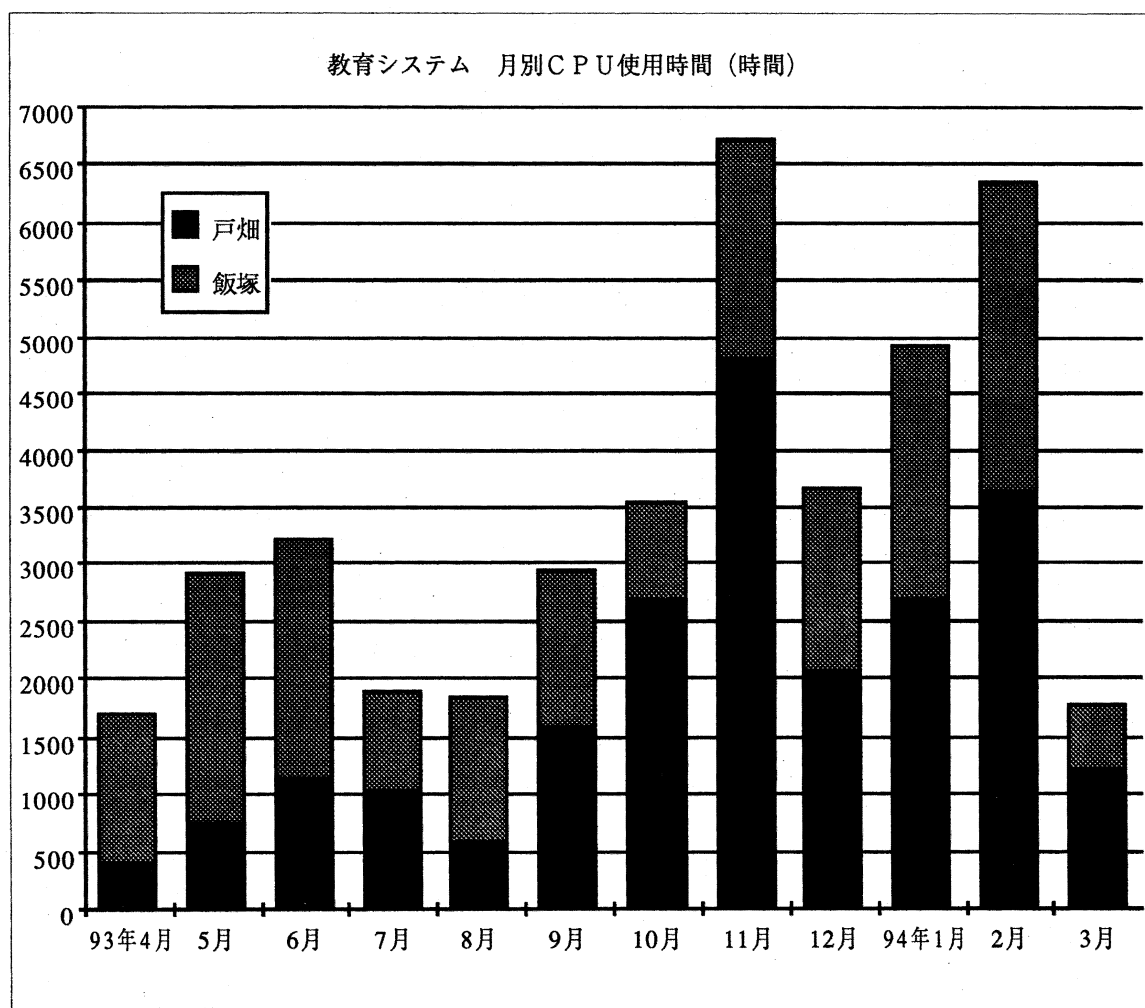
次の5つの実績報告を示す。なお、研究システムの利用実績は都合により次号に掲載する予定である。

- 教育システム利用者数 (X 端末の利用回数)
- 教育システム CPU 使用時間
- 教育システム登録状況

1 教育システム利用者数 (X 端末の利用回数)



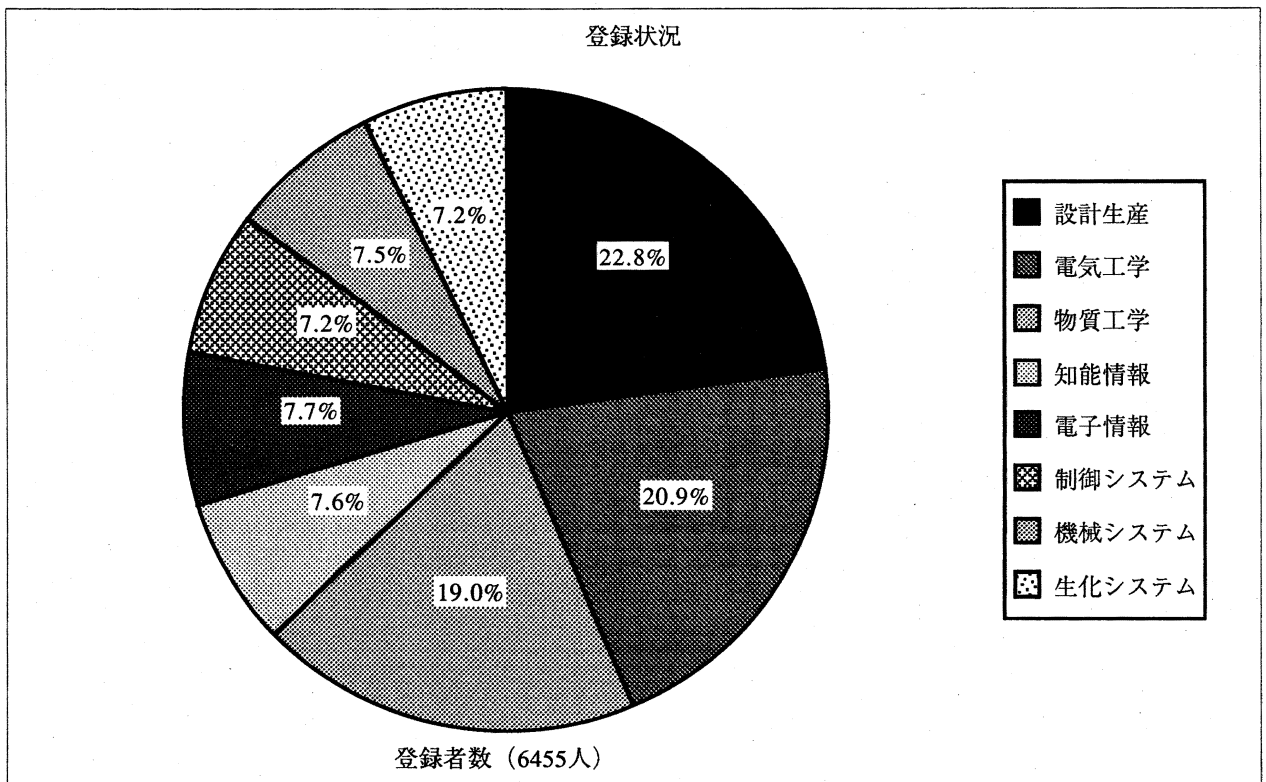
2 教育システム CPU 使用時間



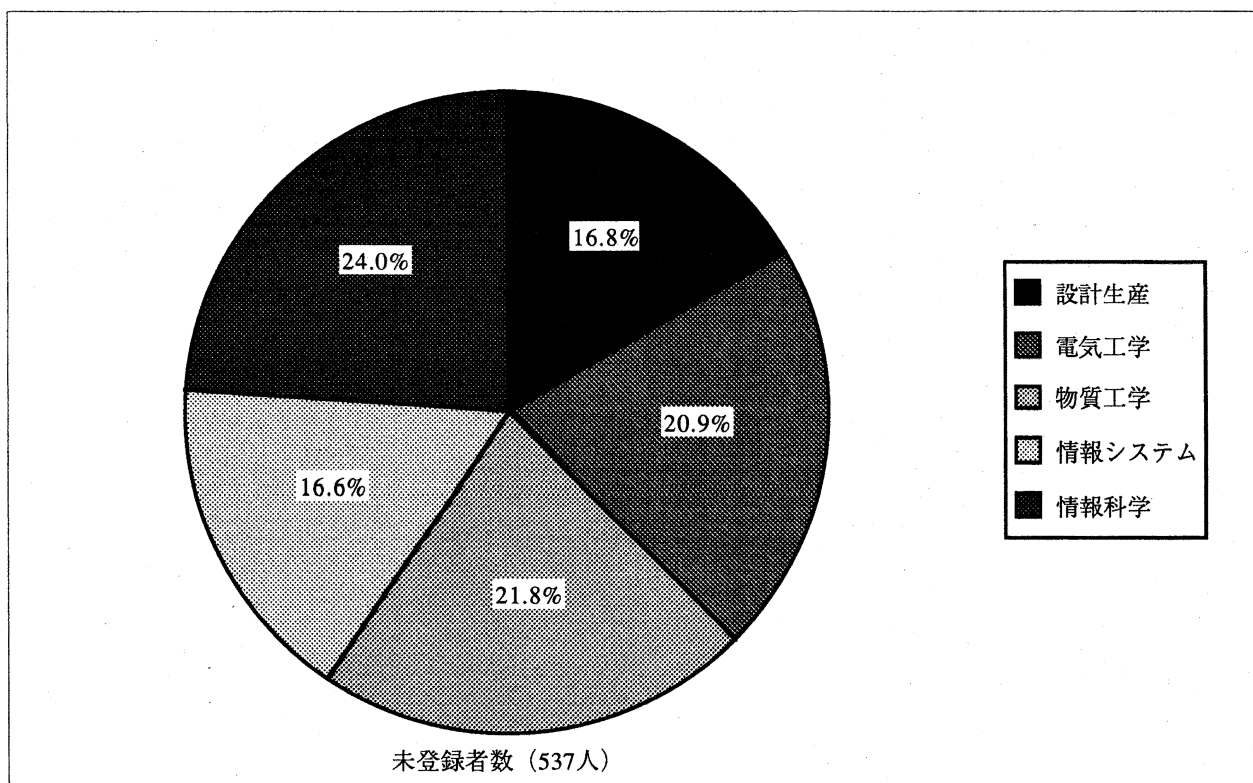
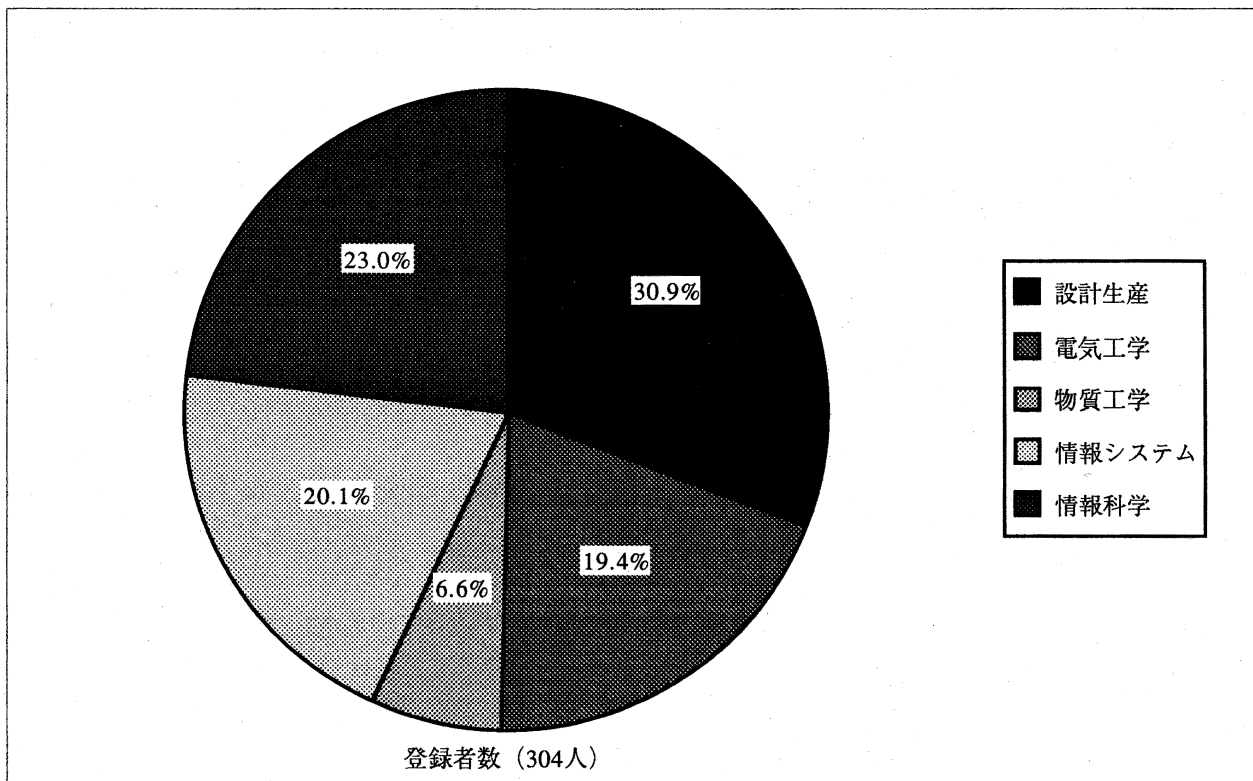
3 教育システム登録状況

平成6年4月現在の教育システムの登録状況を示す。

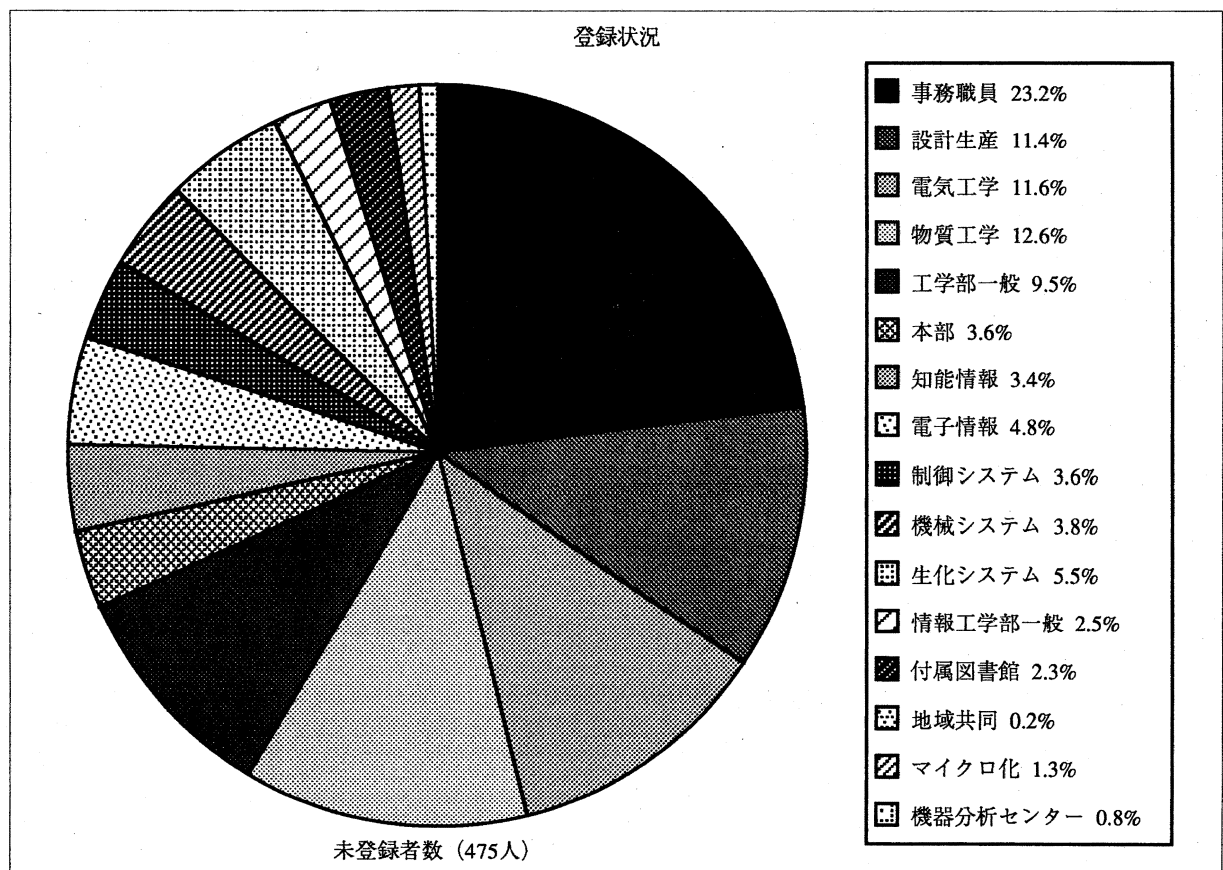
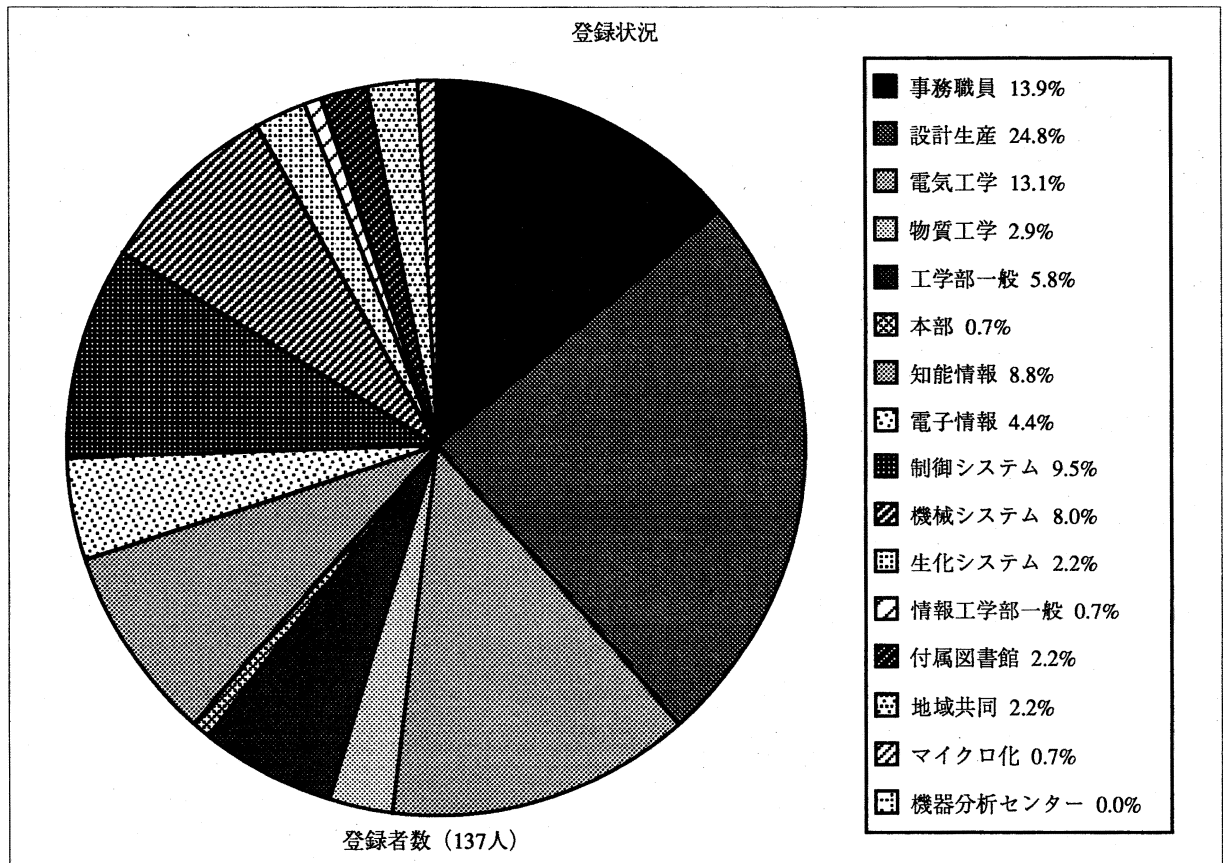
3.1 学部生



3.2 大学院生



3.3 教職員



平成5年度 センター日誌

平成5年	4月	8日	ISC-NEWS No.43 発行
	4月	14日	戸畑キャンパス運用委員会
	4月	15日	飯塚キャンパス運用委員会
	5月	21日	ISC-NEWS No.44 発行
	5月	28日	センター休館日
	5月	24日	情報技術セミナー
	～	6月 25日	
	6月	1日	運営委員会
	6月	24日	運営委員会
	6月	29日	戸畑キャンパス運用委員会
	6月	30日	飯塚キャンパス運用委員会
	7月	12日	広報第6号発行
	7月	15日	ISC-NEWS No.45 発行
	7月	21日	高校生見学
	7月	22日	〃
	8月	13日	センター閉館
	9月	1日	利用の手引(研究利用編)発行
	9月	7日	研究システム講習会(於:戸畑 ホセンC教室)
	9月	8日	運営委員会
	9月	18日	ODU-KIT プログラミングコンテスト開催
	10月	12日	ISC-NEWS No.46 発行
	10月	19日	ネットワークライセンス講習会
	10月	27日	ISC-NEWS No.47 発行
	11月	4日	ISC-NEWS No.48 発行
11月	8日	教育用計算機センター協議会(於:福岡県立飯塚研究開発センター)	
11月	9日	情報処理教育に関する研究会(於:福岡県立飯塚研究開発センター)	
11月	17日	ISC-NEWS No.49 発行	
11月	19日	運営委員会	
11月	22日	第1回 ISC プログラミングコンテスト開催	
12月	8日	ISC-NEWS No.50 発行	
12月	25日	センター閉館	
平成6年	～		1月 5日
	1月	14日	運営委員会
	1月	27日	ISC-NEWS No.51 発行
	1月	31日	将来計画委員会
	1月	31日	Mathematica 公開セミナー(於:福岡県立飯塚研究開発センター)

2月	7日	ISC-NEWS No.52 発行
3月	15日	ISC-NEWS No.53 発行
3月	17日	将来計画委員会
3月	26日	センター閉館
～	4月 3日	
3月	31日	ISC-NEWS No.54 発行
3月	31日	戸畑地区ネットワーク管理者講習会 (於: 戸畑 ホセン C 教室)
4月	1日	授業担当者対象講習会 (於: 戸畑 ホセン C 教室)

センター人事異動および職員配置

1 人事異動

平成5年8月から平成6年4月までのセンター人事異動を示す。

平成6年	4月	1日	事務官	橋倉 貴子	事務部学務係に配置換
	4月	1日	事務官	永井 徳仁	事務部学務係から配置換
	4月	1日	技官	富重 秀樹	新規採用

2 センター職員配置

平成6年3月現在のセンター職員の配置を示す。なお、その他にも学部生よりなる技術補佐員が配置されている。

センター長 (併任)	教授	柏木 浩	飯塚 (飯塚 7550・戸畑 560)
センター次長	助教授	竹生政資	飯塚 (飯塚 7551・戸畑 569)
	〃	山之上卓	戸畑 (飯塚 7552・戸畑 561)
	助手	中村為雄	戸畑 (———・戸畑 563)
	〃	藤木健士	戸畑 (飯塚 7552・戸畑 564)
	〃	中山 仁	飯塚 (飯塚 7552・戸畑 571)
	〃	大西淑雅	飯塚 (飯塚 7552・戸畑 571)
	事務官	永井徳仁	飯塚 (飯塚 7555・———)
	技官	井上純一	飯塚 (飯塚 7558・———)
	〃	富重秀樹	飯塚 (飯塚 7558・———)
	〃	戸田哲也	戸畑 (———・戸畑 571)
	事務補佐員	本山晴子	戸畑 (———・戸畑 569)
	〃	江藤麻里	飯塚 (飯塚 2017・———)
	技術補佐員	辻田尚子	飯塚 (飯塚 7555・———)
	〃	吉永孝明	飯塚 (飯塚 7556・———)
	〃	大内正英	飯塚 (飯塚 7556・———)

九州工業大学情報科学センター規則

昭和62年 5月 6日 九工大規則第20号
改正 昭和63年3月2日九工大規則第5号

九州工業大学情報科学センター規則

(目的)

第1条 この規則は、九州工業大学学則（昭和61年九工大学則第2号）第4条の規定に基づき、九州工業大学情報科学センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(性格)

第2条 センターは、学内共同教育研究施設として、情報科学に関し、九州工業大学（以下「本学」という。）における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設とする。

(業務)

第3条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 計算機システム及び各種情報システムの管理運営
- (2) 情報処理基礎教育及び情報処理専門教育の支援
- (3) 情報科学に関する研究開発
- (4) 民間機関等の情報技術者の再教育・再訓練
- (5) 教育研究に資するための情報処理関係設備及び施設の提供
- (6) その他センターに関し必要な業務

(組織)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター次長
- (3) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の専任の教授の中から第7条に定める情報科学センター運営委員会の推薦する者について学長が選考する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(センター次長)

第6条 センター次長は、センター専任の助教授の中から学長が任命する。

- 2 センター次長は、センター長の命を受け、センターの業務を整理する。
- 3 センター次長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第7条 センターに、九州工業大学情報科学センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。2 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 運営の基本方針に関する事。
- (2) 教官の人事に関する事。
- (3) 予算概算の基本方針に関する事。
- (4) その他運営に関する事。

(運営委員会の組織)

第8条 運営委員会は、次の委員で構成する。

- (1) センター長
- (2) 工学部の専任の教授の中から推薦された者 4名
- (3) 情報工学部の専任の教授の中から推薦された者 4名

(運営委員会委員の任期)

第9条 前条第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の委員長)

第10条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

(運営委員会の議事)

第11条 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第12条 委員長が、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(常任委員会)

第13条 運営委員会に、その運営を円滑にするため、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、運営委員会委員の中から、センター長の指名する者若干名で構成する。

(専門委員会)

第14条 前条に定めるもののほか、運営委員会に専門的事項を審議させるため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第15条 センターの事務は、当分の間、情報工学部事務部において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年5月21日から施行する。
- 2 九州工業大学工学部附属情報処理教育センター規則（昭和49年九工大規則第6号）は、廃止する。

附 則（昭和63年3月2日九工大規則第5号）抄

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

九州工業大学情報科学センター利用規程

昭和63年4月1日

九工大規程第21号

九州工業大学情報科学センター利用規程

(目的)

第1条 この規程は、九州工業大学情報科学センター規則（昭和62年九工大規則第20号）第16条の規定に基づき、九州工業大学情報科学センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の原則)

第2条 センターの利用は、教育、研究、教育研究支援その他九州工業大学（以下「本学」という。）の運営上必要と認められるものに限るものとする。

(利用の資格)

第3条 センターを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学に所属する職員及び学生
- (2) 情報科学センター長（以下「センター長」という。）が特に許可した者

(利用の承認)

第4条 センターを利用しようとする者は、センター長の承認を受けなければならない。

(目的外利用の禁止)

第5条 センターの利用の承認を受けた者は、承認を受けた利用目的以外に利用し、又は他人に使用させてはならない。

(利用状況の届出等)

第6条 利用者は、センターの利用を終了し、又は中止したときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

2 センター長は、利用者に対し、センター利用に係る事項について必要と認めるときは、報告を求めることができる。

(損害賠償)

第7条 利用者が、故意又は重大な過失により設備等を損傷したときは、その損害に相当する費用を負担しなければならない。

(利用の取消)

第8条 センター長は、利用者がこの規程に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせたときは、その利用の承認を取消し、又はその利用を停止することができる。

(経費の負担)

第9条 センターの利用にあたっては、利用に係る経費の一部を負担しなければならない。ただし、センター長が特に必要があると認めるときは、利用経費の一部又は全部を免除することができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

九州工業大学情報科学センター専門委員会内規

昭和63年1月11日

制 定
改正 平成2年9月10日

九州工業大学情報科学センター専門委員会内規

(目的)

第1条 この内規は、九州工業大学情報科学センター規則（昭和62年九工大規則第20号）第14条の規定に基づき、九州工業大学情報科学センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に置く専門委員会並びにその組織及び運営について定めることを目的とする。

(委員会の種類)

第2条 運営委員会に、次に掲げる委員会を置く。

- (1) 飯塚キャンパス運用委員会
- (2) 戸畑キャンパス運用委員会
- (3) 業務連絡委員会
- (4) 将来計画委員会

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 飯塚キャンパス運用委員会

- ア 飯塚地区の計算機システムの運用に関する事。
- イ 飯塚地区の計算機システムの将来計画に関する事。
- ウ 飯塚地区の計算機システムのキャンパスネットワークの運用に関する事。
- エ その他飯塚地区のセンター業務に関する事。

(2) 戸畑キャンパス運用委員会

- ア 戸畑地区の計算機システムの運用に関する事。
- イ 戸畑地区の計算機システムの将来計画に関する事。
- ウ 戸畑地区の計算機システムのキャンパスネットワークの運用に関する事。
- エ その他戸畑地区のセンター業務に関する事。

(3) 業務連絡委員会

- ア 飯塚・戸畑キャンパスの計算機システムの運用に係る、キャンパス間の調整に関する事。

イ 飯塚・戸畑キャンパスの計算機システムのネットワーク運用に係る、キャンパス間の調整に関する
こと。

ウ その他飯塚・戸畑キャンパスに共通のセンター運用業務に関すること。

(4) 将来計画委員会

ア センターの計算機システムの全体的な将来計画に関すること。

イ センターの共同利用方式の将来計画に関すること。

ウ その他センター全体の将来計画に関すること。

(構成)

第4条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 飯塚キャンパス運用委員会、戸畑キャンパス運用委員会

ア 当該学部の各教室から推薦された者各1名

イ 情報科学センター職員若干名

ウ 情報科学センター長の指名する者若干名

(2) 業務連絡委員会

ア 両キャンパス運用委員会委員長

イ 両キャンパス運用委員会委員の中から推薦された者各2名

ウ 情報科学センター職員若干名

エ 情報科学センター長の指名する者若干名

2 前項の委員は、運営委員会の議を経て情報科学センター長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、当分の間、情報工学部事務部において処理する。

附 則

1 この内規は、昭和63年1月11日から施行する。

2 この内規施行の後、最初に第4条に規定する委員となる者の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、昭和65年3月31日とする。

附 則（平成2年9月10日）

この内規は、平成2年9月10日から施行する。

九州工業大学情報科学センター利用細則

昭和63年4月1日

九工大細則第4号

改正 平成元年4月1日九工大細則第5号

平成2年9月10日九工大細則第5号

平成3年3月26日九工大細則第3号

九州工業大学情報科学センター利用細則

(目的)

第1条 この細則は、九州工業大学情報科学センター利用規程（昭和62年九工大規程第21号）第10条の規定に基づき、九州工業大学情報科学センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の区分)

第2条 センターの利用は、その利用の目的により、次により区分する。

(1) 授業利用 職員が、講義、演習等でセンターを利用する場合

(2) 学習利用 学生が、自主学習でセンターを利用する場合

(3) 研究利用 職員が、研究のためセンターを利用する場合

(4) 教育支援利用 職員が、学術文献検索、電子メール、ドキュメント処理等教育研究を行う上で必要な業務に利用する場合

(授業利用の登録)

第3条 職員が、授業利用によりセンターを利用する場合は、当該授業等を実施する学期の前学期に、所定の申請書により授業利用の登録を申請しなければならない。

2 センター長は、前項の申請があったときは、授業番号を決定し、申請職員に通知するものとする。ただし、センターの施設設備の収容能力、利用状況等の事情により登録を制限することがある。

3 授業番号の有効期限は、当該授業の開講期間とする。

(受講の登録)

第4条 学生が、登録された授業を受講する場合は、当該授業開始時に受講者の登録を申請をしなければならない。

2 センター長は、前項の申請があったときは、受講者番号を決定し、申請学生に通知するものとする。

3 受講者番号の有効期限は、当該授業の開講期間とする。

(学習利用の登録)

第5条 学習利用のための登録は、学生の入学時にセンターにおいて学習利用者番号を決定し、当該学生に通知するものとする。

(研究利用の登録)

第6条 職員が、研究利用によりセンターを利用する場合は、所定の申請書により研究利用の登録を申請しなければならない。

2 センター長は、前項の申請があったときは、当該研究に係る研究課題番号及び研究利用者番号を決定し、申請職員に通知するものとする。

3 研究課題番号及び研究利用者番号の有効期限は、当該年度内とし、年度を超えて同一研究課題で利用する場合は、研究利用の登録を更新しなければならない。

(支払責任者の登録)

第7条 研究利用の申請を行う者は、負担金の支払者を定めるため、所定の様式により、支払責任者の登録を申請しなければならない。

2 センター長は、前項の申請があったときは、支払責任者番号を決定し、申請職員に通知するものとする。

3 支払責任者として登録できる者は、教授、助教授、講師及び助手とする。

(研究成果の報告等)

第8条 研究利用者が、センターを利用して研究を行い、論文等によりその成果を公表するときは、センターを利用した旨明記するものとし、当該論文の別刷等をセンターに寄贈するものとする。

(教育研究支援利用の登録)

第9条 教育研究支援のための利用の登録は、第5条に準じて取り扱うものとする。

(資源の利用)

第10条 電子計算機の利用区分ごとの、CPU使用時間、ジョブ件数、ファイル容量及びLP用紙使用枚数の使用制限は別表第1のとおりとする。

2 研究利用で、別表第1に定める値を超えて使用する場合は、あらかじめセンター長に届け出て、承認を受けなければならない。

(経費の負担及び支払)

第11条 経費の負担は、別表第2のとおりとする。

2 負担金は、校費又は科学研究費とし、校費については移算、科学研究費補助金については納入告知書によるものとする。

3 経費の支払の時期は次のとおりとする。

(1) 授業利用 学習利用及び教育研究支援利用 毎年度当初

(2) 研究利用 会計年度の4半期毎

(雑記)

第12条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日九工大細則第5号）

この細則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年9月10日九工大細則第5号）

この細則は、平成元年9月10日から施行し、改正後の別表第2の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成3年3月26日九工大細則第3号）

この細則は、平成3年4月1日から施行する。